



グループサステナビリティガイドライン

(第2版)

2026年4月1日

寧波大榭開發区綜研化学有限公司

はじめに

当社グループは、地球環境問題や社会課題に向き合い、すべてのステークホルダーと信頼・協働関係を築き、社会に役立つ革新的な技術・製品やサービスを提供しつづけることで、社会的価値と経済的価値をたかめていくとともに、持続可能な社会の実現に貢献することを基本方針としています。

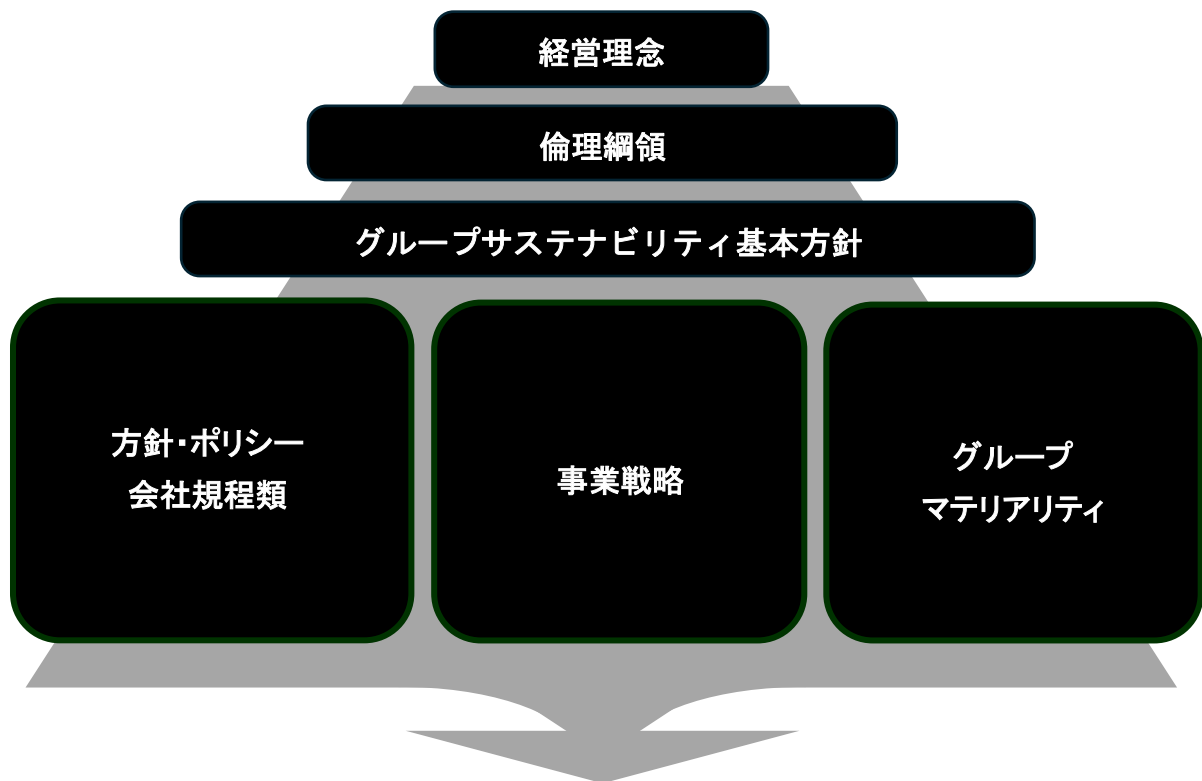
近年、環境、人権・労働、安全・衛生、公正な取引など、社会的な課題が増加し、企業にはサプライチェーン全体で対応することが求められています。

本ガイドラインは、このような社会的要請に応えるために、取引先様と当社グループとが一体となって取り組むべき事項をまとめたものです。

本ガイドラインは、このような社会的要請に応えるため、当社グループが遵守すべき行動指針です。当社グループとして、全ての取引先様にも遵守していただきたい行動指針でもあります。

本ガイドラインをお読みいただき、ご理解いただくとともに、本ガイドラインに沿った取組みを当社グループとともに推進していただきますようお願い申し上げます。

グループサステナビリティ基本方針の位置づけ



事業活動

サステナビリティ基本方針

綜研化学グループは、地球環境問題や社会課題に向き合い、すべてのステークホルダーと信頼・協働関係を築き、社会に役立つ革新的な技術・製品やサービスを提供しつづけることで、社会的価値と経済的価値を高めて行くとともに、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 地球環境保全を志向した事業活動を通じて、環境負荷低減に貢献します
- すべての人権を尊重し、あらゆる人権侵害を排除します
- 社会的責任を果し、社会から信頼される持続可能なサプライチェーンを構築します
- ステークホルダーとの適切な協働関係を築き、誠実かつ公正な企業活動を実践します
- 安全を最優先とし、多様な人材が活躍できる職場環境を実現します
- 誠実かつ主体的に考働し、価値創造に挑戦する「人づくり」を推進します
- 経営の健全性・透明性を確保し、ガバナンス体制の実効性を高めます
- 経営環境に応じたリスク管理体制を構築し、新たな成長機会の創出に繋がります

なお、本ガイドライン制定にあたっては、以下の基準等を参照しております。また、各基準の改訂や社会情勢の変化に伴い、本ガイドラインは継続的に改訂を行ってまいります。

- ・ JEITA「責任ある企業行動ガイドライン」
- ・ 国連「国際人権章典(『世界人権宣言』/『国際人権規約選択議定書(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約)』)」
- ・ 国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」
- ・ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・ 国連グローバル・コンパクト
- ・ GRIスタンダード
- ・ RBA行動規範 8.0 (2024年)

グループサステナビリティガイドライン 目次

1. 人権・労働..... 5	4. 公正取引・倫理..... 13
1-1 強制労働の禁止	4-1 誠実な取引、腐敗防止
1-2 若年労働の禁止、若年労働者への配慮	4-2 不適切な利益の排除
1-3 労働時間	4-3 情報の開示
1-4 賃金及び福利厚生	4-4 知的財産
1-5 人道的待遇／ハラスメントの禁止	4-5 公正なビジネス、広告、及び競争
1-6 差別の排除	4-6 身元の保護と報復の禁止
1-7 結社の自由	4-7 責任ある鉱物調達
2. 安全衛生..... 7	4-8 プライバシー
2-1 職場上の安全	4-9 コンピュータ・ネットワーク脅威 に対する防御
2-2 緊急時への備え	4-10 適切な輸出管理
2-3 労働災害及び疫病	5. 管理システム..... 16
2-4 産業衛生	5-1 環境マネジメントシステム
2-5 身体に負荷のかかる作業	5-2 品質マネジメントシステム
2-6 機械の安全対策	5-3 サプライヤー・業務委託先の管理
2-7 衛生設備、食事、及び住居	6. 品質・安全性..... 17
2-8 安全衛生のコミュニケーション	6-1 製品・サービスの安全確保
2-9 従業員の健康管理	6-2 製品・サービスの品質管理
3. 環境..... 10	6-3 製品・サービスに関する適切な 情報
3-1 環境許可と報告	7. 人財..... 18
3-2 汚染防止と資源削除	7-1 人財育成
3-3 有害物質	8. 事業継続計画（BCP）..... 18
3-4 固形廃棄物	8-1 事業継続計画の策定と準備
3-5 大気への放出	9. 附則..... 19
3-6 物質の制限	改廃履歴
3-7 水の管理	
3-7 水の管理	
3-8 エネルギー消費及び温室効果 ガスの排出	
3-9 天然資源と生物多様性	

1. 人権・労働

1-1 強制労働の禁止

- ・すべての従業員を、本人の自由意志をもって雇用するようにして下さい。
- ・強制、拘束(債務による拘束を含む)、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身取引による労働力を用いないで下さい。
- ・労働者が自由に退職し、雇用を終了する権利を保障して下さい。
- ・退職するすべての労働者に関する書類は、法令に則って保管して下さい。

例えば、以下のような強制労働は深刻な人権侵害となります。

- ・本人の意思に反して就労させる強制労働
- ・人身売買の結果としての奴隷労働
- ・離職の自由が制限されている労働
- ・身分証明書、パスポート・労働許可証等の雇用者への預託を義務付けること。
- ・会社施設の出入りや職場内の移動の自由が不合理に制限されること。

また、従業員を雇用する際には、雇用条件を記載した雇用契約書を締結する必要があります。雇用契約書は被雇用者が理解できる言語で作成する必要があります。

1-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

- ・各国・地域における最低就業年齢に満たない児童を雇用しないで下さい。
- ・18歳未満の若年労働者を健康や安全が損なわれるおそれのある危険有害業務に従事させないで下さい。

「児童労働」とは、各国・地域（または国際労働機関(ILO)）で定めた最低就業年齢に満たない児童が従事する労働のことをいいます。例えば日本では、労働基準法で義務教育終了まで(15歳に達した日以後、最初の3月31日を過ぎるまで)は、就業を禁止されています。

また、基本的に18歳未満の危険有害業務への就業や深夜勤務は禁止されています。

就業年齢に関し法令の定めがない国では、ILOの規定に準拠する必要があります。

1-3 労働時間

- ・現地の法規制が定める労働時間の限度を超えて労働させないで下さい。
- ・国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理して下さい。

ビジネス慣行に関する数々の研究によると、労働者の過労は生産性の低下、離職の増加、怪我および疾病の増加と明確なつながりがあるとされています。著しい長時間労働は労働者の精神的・肉体的健康を害し、うつ病等の精神疾患や過労死・自殺などにつながる可能性があるため、「労働時間」を適切に管理する必要があります。

労働時間の上限が各国・地域の法令で定められていない場合は、ILOの規定に準拠する必要があります。

1-4 賃金及び福利厚生

- ・従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）は、適用されるすべての法規制を遵守して下さい。
- ・同一労働・同一資格の労働者には、同一賃金を設定して下さい。
- ・懲戒・懲罰処分としての賃金からの控除はしないで下さい。
- ・従業員とその家族が、人間らしく、健康で文化的な生活を営むために必要な「生活賃金」の支払いを目指して下さい。

従業員には、各国・地域の賃金関連法令で定められた「最低の賃金」を支払う必要があります。賃金支払い時には、従業員に、その業務に対する正しい報酬額であることが確認できるように明示された給与明細を提供する必要があります。給与明細書は被雇用者が理解できる言語で作成する必要があります。

ILOや国連グローバル・コンパクト等の国際基準において「生活賃金」が定義・提唱されています。

1-5 人道的待遇／ハラスメントの禁止

- ・従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を従業員に行わないで下さい。

従業員に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公の場での侮辱やみせしめ・晒し、又は言葉による虐待などの不快なまたは非人道的な待遇があってはならず、またその恐れがないようにする必要があります。また、これらの事象が発生した場合の懲戒方針や手続き等は、事前に定め、従業員に開示する必要があります。

1-6 差別の排除

- ・求人・雇用における差別がないようにして下さい。

「差別」とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用、昇進、報酬、研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいいます。例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的指向、宗教、政治的見解、妊娠、結婚歴、障がいの有無、遺伝情報、組合加入の有無などにに基づき、昇進や賃金に差をつけるようなことをいいます。

また、宗教上の慣習を行う必要がある労働者については、適切な便宜を図る必要があります。

1-7 結社の自由

- ・労働環境・待遇の改善を実現する手段としての従業員の団結権を尊重して下さい。

「団結権の尊重」とは、現地の法規制を遵守した上で、団体交渉等を行うために労働組合に加入する自由、団体交渉を行う自由等に配慮することです。従業員またはその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件及び経営慣行に関する意見及び懸念について経営陣と率直に意思疎通を図り、共有する必要があります。

2. 安全衛生

2-1 職場上の安全

- ・職場において使用される危険化学物質、各種エネルギー源、高所からの落下等のリスクを評価し、適切な技術・管理手段により作業者の安全を確保して下さい。

職場における危険を、発生の可能性も含めて特定し、労働者に対する安全対策を実施することが必要です。

特に妊娠中のおよび授乳期間中の女性従業員や、障がいを持つ従業員、高齢従業員へ合理的な配慮に努める必要があります。

「職場の安全・衛生」とは、作業者の安全・健康を守るために必要なものであると同時に、その結果として製品・サービスの品質を安定化させ、また勤労意欲が向上することで作業効率の向上にもつながります。

2-2 緊急時への備え

- ・従業員の生命・身体を守るため、起こりうる災害・事故等を評価・特定して下さい。
- ・緊急時の対応策を、訓練・教育を行うことにより職場内に周知徹底して下さい。

「緊急時の対応策」とは、災害や事故等による緊急事態が発生した際に行う報告、従業員への連絡・通知、避難設備の設置、避難方法の明確化、医薬品や緊急時の食料等の備蓄、火災報知器・消火器等の設置、緊急通信手段の確保、復旧計画の整備などがあげられます。

「訓練・教育」の手段には、従業員への避難訓練をはじめとした緊急対応教育の実施、避難経路の確保・提示や緊急対応手順書の整備・掲示等があります。

2-3 労働災害及び疫病

- ・労働災害・労働疾病が発生した場合、状況の特定・評価・記録・報告を行い、適切な対策及び是正措置を講じて下さい。

従業員が安心して働ける環境を作るために、労働災害や労働疾病の削減・予防が必要です。そのためには、労働災害や労働疾病が発生した際の従業員からの通報の奨励、事例の分類・記録・調査、必要な治療の提供、原因の特定とその排除のための是正措置の実行、従業員の職場復帰の支援、労災保険への加入等を行うための制度や施策の構築が必要となります。また、各国・地域の法令の定めに応じて行政への必要な手続を行うことも必要となります。

2-4 産業衛生

- ・職場において、生物的・化学的・物理的に有害な影響に従業員がばく露するリスクを特定・評価して下さい。
- ・管理基準の制定及び運用、従業員への教育・訓練や、身体を保護するために必要な個人保護具の提供など、適切な対応をとって下さい。

有害な影響を与えるものには、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが含まれます。

また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとみなされます。

ばく露とは、人や生物が化学物質等の有害物質と接触することで、その経路には、呼吸による吸入ばく露、飲食物等を介した経口ばく露、皮膚に接触することによる経皮ばく露があります。

2-5 身体に負荷のかかる作業

- ・身体的に負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理して下さい。

従業員の身体に負荷のかかる作業とは、人力による重量物の取り扱いや反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業などがあります。

適切な管理には、人間工学にもとづく作業環境の整備、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などがあげられます。

2-6 機械の安全対策

- ・従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じて下さい。

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康被害の防止のための管理を指します。例えば、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック、タグアウトなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁などの設置、機械装置の定期的な検査と保全の実施などがあげられます。

2-7 衛生設備、食事、及び住居

- ・従業員の生活のために提供される寮、食堂、休憩室、トイレ等の施設の安全衛生を適切に確保して下さい。

「安全衛生の確保」とは、例えば、清潔・衛生が保たれていることに加え、安全な飲料水、火災対策、建物の耐震、設備の転倒防止、換気、温度・湿度管理、緊急避難路（非常口等）、個人所持品の安全な保管等があります。

2-8 安全衛生のコミュニケーション

- ・職場において従業員が被る可能性のある職場の様々な危険について、適切な安全衛生情報と教育・訓練を、労働者が理解できる言葉・方法で提供して下さい。
- ・従業員からの安全衛生に関わる意見をフィードバックできる仕組みを設けて下さい。

従業員が被る可能性のある職場の危険として、機械、電気、化学、火災、および物理的危険があげられます。

安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲載するか、従業員が特定、アクセスできる場所に置き、従業員の理解できる言語で提供する必要があります。

教育・訓練は、作業の開始前にすべての労働者に、それ以降は定期的に提供する必要があります。

従業員が報復を受けることなく懸念を提起できる仕組みとする必要があります。

2-9 従業員の健康管理

- ・すべての従業員に対し、少なくとも法令に定める健康診断等を行い、疾病の予防・早期発見を行えるよう健康管理を行って下さい。

少なくとも、各国・地域の法令で定める水準での健康診断等を実施し、従業員の疾病の予防・早期発見を図ることが重要です。例えば過重労働による肉体的・精神的な疾病を予防し、

作業効率の向上や作業工程の安定化などが期待できます。また、女性労働者の就業については、妊娠中および出産後の健康・安全の確保を図るように努める必要があります。

3. 環境

3-1 環境許可と報告

- ・各国・地域の法令に従い、事業に必要な許認可を取得して、運用および報告に関する要求事項を遵守して下さい。

操業許可、大気への排出、排水、有害物質の保管・使用、廃棄物（個体物および有害物）処理など、環境関連で必要なすべての許認可を取得して操業する必要があります。

例えば、事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務が発生する場合や、事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合もあります。

また、取得している許可証、登録証、または免許証が適切に更新され、最新の写しが保管されている必要があります。

3-2 汚染物質と資源削減

- ・各国・地域の法令に基づいて、大気、水、土壌等の汚染防止に関する自主基準を定め、汚染物質の削減に寄与するよう取り組んで下さい。
- ・原材料・水等の使用について自主基準を定め、設備改善やリサイクルの促進等の継続的な取り組みにより、資源投入量の削減に努めて下さい。

汚染物質、廃棄物は発生源の抑制または公害の発生を予防する設備の導入、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により、汚染物質、廃棄物の削減活動を行う必要があります。

天然資源（水、化石燃料、鉱物等）は、材料の代替、リサイクルや再利用、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により使用量の削減を行い、資源の有効活用を図る必要があります。

3-3 有害物質

- ・各国・地域の法令に基づいて、人体や環境に有害な化学物質等を特定し、適切な使用、取り扱い、保管等を実施して下さい。
- ・有害物質の輸送・廃棄を行う場合は、政府認可等を受けた適切な処理業者に委託して下さい。

製造工程で使用する化学物質、製品や廃棄物等に含まれる化学物質のうち、人体や環境に悪影響を与える有害物質は、適切に分別して有害物質であることを明示して下さい。

有害物質へのアクセスを管理して、取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたはリユース、および廃棄する必要があります。

3-4 固形廃棄物

- ・各国・地域の法令で定められた方法で、廃棄物は廃棄、リサイクル等を行って下さい。

廃棄物に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、自主基準を設けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実施することで環境負荷を減少し、サステナブルな事業環境の構築を目指す必要があります。

有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施し、リデュースに努める必要があります。

3-5 大気への放出

- ・各国・地域の法令に基づいて、大気汚染物質の分析と監視に努め、必要な管理や処理を行ったうえで排出して下さい。

「大気汚染物質」には、揮発性有機化合物（VOC）、エアロゾル、腐食性物質、粒子状物質、オゾン層破壊物質、燃焼により発生する副産物等があります。

これらの物質は、排出に先立ち、内容の分析と把握を行い、その結果に基づいて必要な管理や処置を施した後に排出する必要があります。

対策には、排出する物質の取扱いや処理システムの性能の定期的な把握（モニタリング）も含まれます。

3-6 物質の制限

- ・各国・地域の法令等で含有を禁止されている化学物質が製品や副資材等に含まれないようにして下さい。
- ・各国・地域の法令等で表示義務が定められた化学物質が製品等に含まれる場合は、明示して下さい。

各国・地域の法令等で指定された含有禁止物質や含有表示義務のある物質等について法令の定めを遵守する必要があります。

また、含有の有無・含有量等を確認するための試験評価も必要です。

3-7 水の管理

- ・各国・地域の法令に基づいて、使用する水の水源、使用状況、排出を把握し、節水に努めて下さい。
- ・廃水は排出または廃棄する前に、必要に応じて水質特性を示し、監視、制御、処理を実施して下さい。

水の水源、使用、排出を把握し、節水し、汚染経路を管理する必要があります。

汚染経路の管理には、敷地内水路に汚染がない、汚染から保護されている（例：雨水排水管付近に淀んだ水や油脂の溜まりがない）、緊急事態対応設備などが備わっている（例：工場災害や天災などで上水や汚染物質を含む下水の漏洩や流出を止めるための遮断弁や止水栓を指し、漏洩やオーバーフローした場合に備えた雨水枡・汚水枡や貯水池だけでは不十分とされる）などがあげられます。

3-8 エネルギー消費及び温室効果ガスの排出

- ・エネルギー消費及び温室効果ガス排出に関する自主目標を策定し、継続的削減活動や再生可能エネルギーの積極的導入に取り組んで下さい。

化石燃料や熱、電気などのエネルギー使用は合理化を図り、継続的な省エネルギーの推進に努める必要があります。

「温室効果ガス」には様々なものがありますが、特に京都議定書で定められた、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆、およびNF₃の7種類の物質については、自主的な削減目標を設け、継続的な削減に努める必要があります。

3-9 天然資源と生物多様性

- ・原材料調達においては、生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化し、天然資源の持続的な利用に取り組んで下さい。

森林や海洋、生物等に由来する資源を使用する場合、違法に採取・栽培・取引された資源の使用を回避する必要があります。

また、森林減少・劣化の抑制の観点を含め、資源の保全に配慮した原材料を使用することが望まれます。

4. 公正取引・倫理

4-1 誠実な取引、腐敗防止

- ・全てのビジネス上の取引において、誠実で倫理的な取引を維持して下さい。
- ・あらゆる種類の贈収賄、恐喝、および横領などは行わないで下さい。

誠実で倫理的とは以下のようなことをいいます。

- ・取引先様等に対して、優越的な立場を濫用して不利益を与えるような行為を行わないこと
- ・取引先様とは、常に公正な契約をベースとした取引を行うこと
- ・倫理規定やビジネス行動基準を作成・公開し、実践すること
- ・贈収賄、賄賂、恐喝、横領など不適切な利益の供与・受領を禁止する方針を明示していること
- ・従業員に適切な教育・研修を実施し、その方針を継続して徹底していること

4-2 不適切な利益の排除

- ・賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しないで下さい。

ビジネスを獲得したり、不適切な利益を取得するため、直接的または間接的に価値のあるものを与えたり、受け取ること、またその約束、申し出を含めて禁止することが重要です。

腐敗防止に関する法令を遵守するために、方針・手順の明確化および監視を実施が必要です。

公務員やそれに準ずる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の見返りを得る目的で金銭の供与・接待・贈り物やその他便益を供与すること、さらに公務員等に社会的儀礼を超えた接待・贈答を行うことは贈賄とみなされます。

4-3 情報の開示

- ・すべての取引は透明性をもって実施し、各国・地域の法令及び一般的な業界慣行に従って、製品・サービス・ビジネス活動・財務状況・業績・リスク情報等に関する正確な情報を適切に開示するよう努めて下さい。
- ・記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認しないで下さい。

法令での開示義務等に関わらず、事業活動の内容・財務状況・業績・ESG（環境、社会、ガバナンス）、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反の発覚等）を積極的にステークホルダーに情報提供・開示が求められます。

製品・サービスに関する仕様・品質・取り扱い方法や、製品に使用している部材や含有物質等について、消費者や顧客に対して正確な情報の提供が求められます。

4-4 知的財産

- ・ 第三者の知的財産権を侵害しないで下さい。

「知的財産」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密・技術上のノウハウ等が該当します。製品・サービスの開発・生産・販売・提供等を行う際には、第三者の知的財産の侵害がないことを事前に十分に調査することが必要です。

4-5 公正なビジネス、広告、及び競争

- ・ 公正・透明な事業活動を推進して下さい。
- ・ 自由な競争を阻害する行為を行わないで下さい。

公正・透明な事業活動とは、以下のようなことをいいます

- ・ 競合先とは、常に公正で自由な競争関係を保ち、カルテル・談合のような不法行為は行わないこと
- ・ 他社の営業秘密の違法な入手や他社製品に関し顧客に誤解を与えるような行為を行わないこと
- ・ 犯罪組織・テロ組織などの反社会的勢力の利用・利益の供与などを行わないこと
- ・ 自由な競争を阻害する行為や不正な競争行為、内容の誤認や権利侵害などを伴う広告宣伝などを行わないこと

4-6 身元の保護と報復の禁止

- ・ 取引先や従業員等からの問題・相談を受けた場合、相談者の匿名性や内容の機密保持、不利益な扱いを被らないよう措置して下さい。

公正な企業活動を行うために、従業員の教育を行うとともに、不正行為の早期発見対応のために、相談者の秘密を守り、適切な保護がされるような仕組みを構築し公開する必要があります。

また、不正行為の通報については迅速に対応し、その対応結果について適切な関係者にフィードバックする必要があります。

4-7 責任ある鉱物調達

- ・武装勢力の資金源となるような紛争鉱物を製品の原材料として使用しないで下さい。

「紛争鉱物」とは、コンゴ民主共和国及びその周辺諸国での鉱物資源である錫、タンタル、タングステン、金、コバルトに代表される、紛争地域で採掘される鉱物をいいます。その中には武装集団等の資金源となり深刻な人権侵害に加担することになりうるものが含まれる場合があります。これらの鉱物より精錬された金属の利用に当たっては、その原産地と流通過程を確認することで、武装勢力の資金源となるような紛争鉱物を利用していないことを確認する必要があります。

4-8 プライバシー

- ・各国・地域の法令に基づいて、顧客、消費者、サプライヤー・業務委託先、自社従業員等すべての個人情報を適切に管理・保護して下さい。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、その情報により個人を特定できるものをいいます。（その情報だけでなく、他の容易に参照することのできる情報と照合することで個人を特定できる場合も含まれます。）

個人情報は、例えば日本では個人情報保護法で、EUではEU一般データ保護規則で厳密な管理が要求されています（例えば、個人情報の保存期間の設定等）。

保管する必要がなくなった情報は、速やかに必要な対応（例えば、紙情報ならシュレッダーにかける等）の下速やかに廃棄して下さい。

4-9 コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

- ・コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防護策を講じ、自社・他社へ被害を与えないよう、管理を徹底して下さい。
- ・営業秘密、顧客機密／自社機密等の機密情報は適切に管理・保護して下さい。

「機密情報の適切な管理・保護」とは、個別の機密情報毎に、機密レベルや保管期間等を適切に設定し、保管方法、アクセス制限、アクセス記録等必要な機密情報管理を行うことにより、機密情報が漏洩したり、不正に開示・利用されたりすることがないように守ることで

す。

「コンピュータ・ネットワークの脅威」とは、例えばコンピュータウイルス、スパイウェア等に感染するなどして、コンピュータ上に保管されている情報が流出するような脅威をいい、対応策としては、例えばウイルス対策ソフトの導入やコンピュータのOS（Windows等）やアプリケーションのセキュリティパッチ適用、機密レベルの高い情報を保管したパソ

コンの他のパソコンからの隔離などの技術的対策があげられますが、攻撃者は日々新しい攻撃を行ってきており、継続的な改善活動が必須です。

4-10 適切な輸出管理

・法令等で規制されている技術・物品の輸出に関して、管理体制を整備し必要な輸出手続きを行ったうえで輸出して下さい。

「法令等で規制されている技術・物品」とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく各国・地域の法令等で輸出に規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等のことです。

5. 管理システム

5-1 環境マネジメントシステム

・ISO14001等の代表的な環境マネジメントシステムを構築し、その運用を行うことで継続的な改善に努めて下さい。

「環境マネジメントシステム」とは、環境方針を作成・その施策を実施・見直し・対応するPDCAサイクルを回すことで継続的改善を実施するような環境活動を推進する全般的な管理の仕組みであり、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源等を含みます。マネジメントシステムを導入することで継続的な環境活動の改善を実現することが望まれます。

5-2 品質マネジメントシステム

・製品の安全性と品質を確保しさらに改善するためにISO9000等の代表的な品質マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行うことで継続的な改善に努めて下さい。

「品質マネジメントシステム」とは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みであり、組織体制、計画的活動、責任分担、手順、プロセス、経営資源等を含みます。品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に沿った施策を実施し、達成・見直し・維持等を行うことでPDCAサイクルを回し継続的改善活動を行うことです。

5-3 サプライヤー・業務委託先の管理

・サプライチェーン全体に渡り、本ガイドラインが遵守されるよう努めて下さい。

企業の社会的責任を果たして、お客様に信頼いただける製品を提供するためには、弊社の一次サプライヤーである貴社だけでなく、貴社のサプライヤー（弊社から見て二次サプライヤー）、さらにはその先のサプライヤー（弊社から見て三次サプライヤー）というようにサ

サプライチェーン全体でのご協力が不可欠となってきております。サプライチェーン全体での本ガイドラインの徹底を図ることができるようご協力をお願いいたします。

6. 品質・安全性

6-1 製品・サービスの安全確保

- ・製品の安全性や品質に関し、製品の設計時点より十分な安全性と品質を確保し、使用される各国・地域での法規制や規格を満たすだけでなく、製造者責任を考慮して生産・販売を行って下さい。

製品安全性の確保のために、材料・部品・プロセス履歴などのトレーサビリティを確保して、万一問題が発生した際に、迅速に問題が波及する対象などを特定できる体制を構築する必要があります。

6-2 製品・サービスの品質管理

- ・製品・サービスの品質に関して、適用される現地の法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準を遵守して下さい。

製品・サービスの品質に関して適用される、現地の法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する必要があります。

6-3 製品・サービスに関する適切な情報の提供

- ・製品・サービスに関して、正確で誤解を与えない情報を提供して下さい。

顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

虚偽の情報や改ざんされた情報を提供しないことが必要です。

7. 人財

7-1 人財育成

- ・自ら問題を発見し解決に向けて行動できる人財を育成して下さい。

持続的成長を果たすには人財こそが原動力であるとの認識に立ち、国籍・性別・年齢・信仰等に関わらず、多様な人財を採用・育成、登用すること、及び教育・育成制度を拡充することで、社内環境整備及び人材育成に取り組み、多様な人材の活躍・成長を促していくことが大切です。

8. 事業継続計画（BCP）

8-1 事業継続計画の策定と準備

- ・事業継続を阻害するリスクを分析し、事業への影響の精査と事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定して下さい。

事業継続を阻害するリスクには、大規模自然災害（例：地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻）およびそれに伴う停電・断水・交通障害など、事故（例：火災、爆発）、広域伝染病・感染症などの疾病蔓延、テロ・暴動などがあげられます。

必要な事前対策には、想定される被害からどのように生産拠点の個々の要素を防御・軽減・復旧するかという現地復旧戦略が含まれます。被害によるダメージからの復旧が長期化することを想定した代替手段の確保に努めることが重要です。

実際に事業が停止した際に、BCPに記述されている内容に従って事業を早期に復旧するための行動手順書を策定し、実際の災害などに対応できるよう、従業員に継続的な教育・訓練を提供する必要があります。

9. 附則

改廃履歴

版数	発行・改訂日	改訂内容
1	2024年1月1日	綜研化学株式会社のガイドラインとして制定・発行
2	2026年4月1日	グループガイドラインとして改定・発行